



《速報》平成 23 年度税制改正法案の一部が成立！

平成 23 年 1 月 25 日に国会に提出された平成 23 年度税制改正法案は、一部を早期に決着させるべく「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」として分離され、6 月 22 日に国会で可決成立しました。6 月末までに公布・施行される見込みです。

成立できなかった事項については「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」として継続的に審議されます。

今回は、速報版として、成立した平成 23 年度税制改正法から、主要なものをピックアップしてご紹介します。

法人税関係については、重要な検討項目だった法人税率の引き下げ、減価償却制度の見直し、欠損金の繰越控除限度額の設定等については先送り審議となり、雇用促進税制の創設については可決されました。また、個人に係る所得税関係では上場株式等の軽減税率適用の延長、大口株主要件の見直し、店頭 FX 取引の雑所得の特例の適用範囲の拡大については可決されましたが、給与所得控除の上限設定、短期勤務の役員退職金課税の見直し等については先送り審議となっています。相続税・贈与税関係では相続税の基礎控除の引き下げ、相続税率・贈与税率の見直し、直系尊属からの贈与の贈与税緩和、相続時精算課税の適用要件の拡大については先送り審議事項となっています。

なお、内容の詳細及びその他の改正事項については、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」の本文での確認をお願いします。ご不明な点などございましたら、弊所までお問い合わせ下さい。

〔法人税・法人住民税・法人事業税〕

税目	項目	改正内容	適用期限等
法人税 住民税 事業税	100%グループ内の法人に係る税制		
	会社更生法認可決定等の株式の評価損	完全支配関係がある他の内国法人で一定のものの株式等を有する場合におけるその株式等については、評価損を計上しない	公布日以後に行う評価換え等
	債務免除等があった場合の欠損金の算入	会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の適用を受ける場合には、連結欠損金額のうち一定の金額をないものとする	H23.4.1 以後に開始する連結事業年度（公布日以後終了連結事業年度）
	中小企業向け特例措置の不適用	資本金の額（出資金の額）が 1 億円以下の法人に対する次の制度は、100%グループ内の複数の大法人に 100%支配されている子法人には適用しない。 (イ) 軽減税率 (ロ) 特定同族会社の特別税率の不適用 (ハ) 貸倒引当金の法定繰入率 (ニ) 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度 (ホ) 欠損金の繰戻しによる還付制度	H23.4.1 以後開始事業年度（公布日以後終了事業年度）
法人税	法人税の中間納付制度の見直し	・前事業年度の確定法人税額の 6 か月分が 10 万円以下である場合又はその金額がない場合 ・仮決算による中間税額が前事業年度の確定法人税額の 6 か月分を超える場合には仮決算による中間申告はできない。	H23.4.1 以後開始事業年度
法人税	中小企業者等の法人税率の特例	所得金額のうち、年 800 万円以下の金額に対する法人税の税率を 22%から 18%に引き下げる中小企業者等の法人税率の特例の適用期限を延長	H24.3.31 終了事業年度まで

税目	項目	改正内容	適用期限等
法人税	故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設	確定申告書を提出期限までに提出しないことにより法人税を免れた者は5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、又は併科とする。	公布日から起算して2月経過日以後の違反行為

〔法人税・所得税〕

税目	項目	改正内容	適用期限等
法人税 所得税	雇用促進税制の創設	青色申告書を提出する事業者で、当期及び前期において離職者がいない証明書をうけた者が、従業員の数が前事業年度末に比して10%以上、及び5人以上（中小企業者等については、2人以上）増加し、かつ給与等支給額が一定金額以上である事業年度において、法人税額から、増加従業員数1人につき20万円（税額の10%（中小企業者等は20%）を限度）を控除できる。	法人：H23.4.1～H26.3.31までの間に開始する各事業年度 個人：H23～H26の各年
法人税 所得税	環境関連投資促進税制の創設	エネルギー環境負担低減推進設備等を取得し、1年以内に事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却（中小企業者等については、取得価額の7%の特別税額控除（税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越が可能）との選択適用）ができる。	公布日以後取得等資産
法人税 所得税	試験研究費特別控除の時限的拡充制度	適用期限を延長	法人：H24.3.31までの間に開始する各事業年度 個人：H24まで
法人税 所得税	中小企業等基盤強化税制	適用期限を延長	H24.3.31までの取得等
法人税 所得税	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し	一定の見直しを行った上で、適用期限を延長	H26.3.31まで延長
法人税 所得税	棚卸資産の評価方法の見直し	棚卸資産の評価方法について、その見直しに係る所要の整備を行う	法人：H23.4.1以後開始事業年度 個人：H23以後

〔所得税・個人住民税〕

税目	項目	改正内容	適用期限等
所得税	年金所得者の申告不要制度の創設	公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、他の所得の金額が20万円以下の者については確定申告を不要とする制度を創設する。	H23以後
所得税	所得税還付申告書の提出期間の延長	所得税の確定申告書の提出期間（その年の翌年2月16日から3月15日まで）について、申告義務のある者の還付申告書はその年の翌年1月1日から提出を可能とする。	H23以後
所得税 住民税	日本版プラント・ギビング信託に係る利子所得非課税制度の創設	特定寄附信託（いわゆる「日本版ブランド・ギビング信託」）に基づき設定された信託の信託財産から生じる利子所得は非課税とする。	公布日以後締結する契約で設定された信託財産について適用
所得税 住民税	大口株主等の要件の見直し	次の特例の対象とならない大口株主等の要件について、大口株主等の発行済株式総数に占める保有割合を、現行の5%以上から3%以上に引下げ ① 上場株式等に係る配当所得の課税の特例（申告分離課税・申告不要制度選択） ② 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例（所得税7%、住民税3%） ③ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税	①②についてはH23.10.1以後 ③についてはH26.1.1以後に支払を受ける配当等

税目	項目	改正内容	適用期限等
所得税 住民税	上場株式等の軽減税率の適用期限の延長	上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る 10%軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）の適用期限を 2 年延長し、平成 25 年 12 月末までとする。	H25.12.31 まで
所得税 住民税	非課税口座（日本版 ISA）の延期	以下の非課税口座制度の適用を、2 年延期し、平成 26 年からとする。 (イ) 金融商品取引業者等で開設した非課税口座内上場株式等に係る配当等、譲渡所得等については所得税及び個人住民税を課さない。 (ロ) 譲渡損失金額は、ないものとみなす。	H26 から 10 年内
所得税 住民税	先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び損失繰越控除の適用対象の拡大	先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、店頭為替証拠金取引等を含め、範囲を拡大する。	H24.1.1 以後に行われる差金等決済
所得税	認定 NPO 法人及び一定の公益法人等に寄付した場合の所得税額控除の創設	個人が、各年において支出した認定 NPO 法人及び一定の公益法人等に対する寄附金（総所得金額等の 40%相当額を限度）で、その寄附金の額が 2,000 円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の 40%相当額（所得税額の 25%相当額を限度）をその者のその年分の所得税額から控除する。	H23 以後
住民税	寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ	個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の 5 千円から 2 千円に引き下げ	H24 以後
所得税	既存住宅に係る特定の改修工事の所得税額の特別控除等の見直し	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額控除について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。 (イ) バリアフリー改修工事 税額控除額の上限額（現行：20 万円）について、平成 23 年は 20 万円とし、平成 24 年は 15 万円とする。 (ロ) 一般断熱改修工事 税額控除額の計算の基礎となる一般断熱改修費用の額について、補助金等の交付がある場合は、当該補助金等の控除後の金額とする。	(イ)の改正は H23 以後の所得税 (ロ)の改正は公布日以後に締結する契約より
所得税	電子証明書を有する個人について所得税額の特別控除の見直し	電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除について、現行 5,000 円の税額控除額を平成 23 年分は 4,000 円、平成 24 年分は 3,000 円に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。	H23 及び 24
所得税	保険年金の特別還付金	・ 保険年金の保険金受取人等に該当する相続人や受贈者に対し、H12 年分以後の各年分の保険年金所得のうち所得税が課されない部分の金額に対応する所得税に相当する給付金を支給する。 ・ その他、特別還付金に関し所要の整備を行う	公布日から起算して 1 年を経過する日までの間
所得税	故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設	①確定申告書等 ②所得税の特例に係る義務的修正申告書又は義務的期限後申告書を提出期限までに提出しないことにより所得税を免れた者は 5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金、又は併科とする。	公布日から起算して 2 月経過日以後の違反行為

〔相続税・贈与税〕

税目	項目	改正内容	適用期限等
相続税	相続税の連帯納付義務の履行時の手当	・ 税務署長は、連帯納付義務者に対し納付通知書による通知等を行わなければならない。 ・ 連帯納付義務者の履行時に、相続税と併せて納付する延滞税は、原則として利子税に代える。	H23.4.1 以後の期間に対応する延滞税について適用
贈与税	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築等(住宅取得等資金の贈与を受けた翌年3月15日までに終わるものに限る。)に先行してその敷地の用に供される土地等を取得する場合における当該土地等の取得のための資金を追加。	H23.1.1 以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用
贈与税 相続税	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	風俗営業会社等に該当してはならないこととされる特別関係会社の範囲について、特別関係会社のうち認定会社と密接な関係を有する一定の者によりその株式等の過半数を保有される会社とする。	施行日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する場合
贈与税 相続税	故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設	①確定申告書等 ②相続税又は贈与税の特例に係る義務的修正申告書又は義務的期限後申告書を提出期限までに提出しないことにより相続税・贈与税を免れた者は5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、又は併科とする。	公布日から起算して2月経過日以後の違反行為

〔消費税〕

税目	項目	改正内容	適用時期
消費税	免税事業者の要件の見直し	①事業者のうち、次の課税売上高が1,000万円を超える事業者については、事業者免税点制度を適用しない (イ) 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高 (ロ) 法人のその事業年度の前事業年度(7月以下のものを除く。)開始の日から6月間の課税売上高 (ハ) (イ)以外の場合で、その事業年度の前1年以内に開始した前々事業年度があるときは、当該前々事業年度の開始の日から6月間の課税売上高 ② ①の適用に当たっては、①の課税売上高に代えて給与等の支払額を用いることができることとする。	H25.1.1 以後開始事業年度
消費税	仕入税額控除制度の見直し	課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる消費税の制度については、その課税期間の課税売上高が5億円(その課税期間が1年に満たない場合には年換算)以下の事業者に限り適用することとする。	H24.4.1 以後開始課税期間より
消費税	故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設	・ 確定申告書を提出期限までに提出しないことにより消費税を免れた者は5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、又は併科とする。 ・ 不正還付の未遂を罰する	公布日から起算して2月経過日以後の違反行為

〔その他〕

税目	項目	改正内容	適用期限等
登録 免許税	住宅用家屋にかかる登記に対する軽減措置の期限延長	住宅用家屋の所有権の保存登記、移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限の延長	H25.3.31 まで延長
印紙税	不動産の譲渡に関する税率の特例措置の期限延長	不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限の延長	H25.3.31 まで延長